

2019年12月3日(火)

お知らせ

宮城県と大崎市が共有保管する放射性汚染廃棄物の 緊急点検と住民の健康を守るための隔離保管を求める要請を行いました

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

台風19号による吉田川の氾濫で、大崎市鹿島台地区の野外に仮置きされていた放射性汚染廃棄物（稲わら）105ロール（推計12.6トン）が流失しました。その後、宮城県農政部畜産課が回収し再梱包の上、鹿島台志田谷地地区の水防災拠点脇に置かれています。私たちが11月13日にその存在を確認し、放射線量を調査したところ、最高0.88 μ Sv/h（年間7.7mmSv）と極めて高い空間線量が測定されました。私たちは、同22日にこの問題を所管する県農政部畜産課に、当該ロールが野外保管場所から流失した汚染廃棄物であることの確認と地域住民の被ばくを防ぐための柵や立ち入り禁止の看板の設置等を求めました。畜産課は、流失元の保管場所等は公開できないと回答を拒みましたが、何らかの対応をとることを約束し、同25日には、当該ロール周囲を簡易な柵で囲み、危険物の表示を行いました。

しかし、こうした一時的、部分的な対策では、放射性汚染廃棄物処理の根本的な対策にはなりません。放射性汚染廃棄物の発生原因は、一義的には東京電力と国にありますが、宮城県も被害者である農民の営農と地域住民の健康を守る責任を全うすることが求められます。

大崎市には、含有放射能を測定しない汚染廃棄物が、農家の敷地や野外46か所に733トンも区分保管（平成27年8月19日現在）されています。私たちの測定結果が示すように、農家の敷地に保管されている汚染廃棄物の中には高濃度の汚染廃棄物が混在していますから、被爆リスクを回避するために早急に一時保管の汚染廃棄物から住民を隔離することが求められます。

宮城県が栗原市、大崎市と共同管理する放射性汚染廃棄物管理を県農政部畜産課が所管していることも問題です。同課が汚染廃棄物管理を担当しているのは、出荷制限を受けないように汚染稲わらが肉牛・乳牛等に給餌されることを防ぐことだけが管理目的とされているからです。

これは、「被ばくリスクの回避」という放射性汚染廃棄物管理の最も重要な視点が欠落していることを端的に示すもので、放射性汚染廃棄物管理は、住民の被ばくリスクを回避し、命と健康を守るという視点で行う総合的体制を確立しなければならないと考えます。

こうした考えから、12月3日、県知事に対し、以下4項目の要請を行いました。

【要請事項】

1. 大崎市内に区分保管されている放射性汚染廃棄物の保管状況と放射線量を早急に点検し、その結果を公表すること。

点検の結果、8千ベクレルを超える汚染廃棄物については、環境省に通告し、指定廃棄物として国の管理にゆだねること。

2. 放射性汚染廃棄物による住民への健康被害を防ぐために、大崎市内の放射性汚染廃棄物を一括「隔離保管」し、県が厳重に管理すること。
3. 栗原・大崎両市と県が共同管理する放射性汚染廃棄物管理は、環境生活部が主管し農政部も参画する体制に改めること。
4. 東電福島第一原発事故以来、放射性汚染廃棄物を敷地に保管し続けている農家の健康調査を、農家の同意のもとで実施すること。

以 上